

明石市長 泉 房穂
(公印省略 福祉局施設整備・人材育成室)

公募型プロポーザル方式による工事業業者
(設計者・工事者一括) 選定の実施について

明石市福祉局施設整備・人材育成室の工事について、公募型プロポーザル方式による事業者(設計者・工事者一括) 選定(以下「プロポーザル方式」という。)を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 対象工事

- | | |
|-------------|--|
| (1) 工 事 名 | 明石市立明石商業高等学校福祉科棟建設工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 明石市魚住町長坂寺 1 2 5 0 |
| (3) 工 事 概 要 | 明石市立明石商業高等学校福祉科棟建設工事に係る設計業務並びに建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び外構工事 |
| (4) 工 事 期 間 | 契約締結日の翌日から提案日(限度 2 0 2 3 (令和 5) 年 1 0 月 3 1 日) まで |
| (5) 建物引渡日 | 工事期間内(引渡日までに検査済証の交付を受けること。) |
| (6) 見積限度額 | 5 2 0 , 0 9 0 , 9 0 9 円(税抜) |

2 プロポーザル方式参加要件

参加者は、本事業を実施することを予定する単独企業、または、単独企業が設計業務の協力を求めるため、他の企業と自主的に結成した共同事業体とし、いずれも次の全ての要件に該当することを条件とする。ただし、共同企業体は、(1) ～ (5) の要件については、いずれかの企業が該当していれば可とする。

- (1) 明石市入札参加資格者名簿(建設工事)に工種が「建築一式工事」で登録されていること。
- (2) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく建設業の許可を受けていること。(下請契約の請負代金の額の合計が 6,000 万円以上となる場合は、特定建設業の許可が必要)
- (3) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (4) 建設業法による専任の主任技術者又は監理技術者を配置できること。(下請契約の請負代金の額の合計が 6,000 万円以上となる場合は、監理技術者の配置が必要。現場代理人と専任の主任技術者又は監理技術者を兼ねることは可能。)
- (5) 下記の①から④のいずれかに該当すること。
 - ①明石市内の本店で登録している者(市内業者)
 - ②明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者(準市内業者)
 - ③兵庫県内の本店で登録をしている者(県内本店業者)

④兵庫県内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結代理人を置く登録を行っている者（県内支店・営業所等登録業者）

(6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(7) 明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 3 条の規定に該当しないこと。

(8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。

(9) 公告日において明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

(10) 公告日において納期限が到来している明石市税（※）を開札日の前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）及び納付期限が延長されたもの（延長された納付期限を過ぎていないもの）を除く。

(11) 公告日において、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）（※ 1）を完納していること。また、落札者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書（※ 2）を提出できること。

※ 1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）を除く。

※ 2 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その 1（直近 2 年分）

(12) 募集要項、要求水準書及び様式集の内容を熟知し、事業内容等を十分に理解したうえで公募型プロポーザル方式入札に参加できること。

3 要求水準書等のダウンロード

(1) 期間

2022 年 4 月 4 日（月）からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより要求水準書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、施設整備・人材育成室にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5262）の上、CD-R 等の記録媒体（USB メモリは不可）を持参してください。

4 要求水準書等に対する質問及び回答

(1) 要求水準書等に関して質問しようとする者は、下記期間内に FAX（078-918-5196）により施設整備・人材育成室へ要求水準書等に関する質問書（様式 1）を提出してください。

2022 年 4 月 4 日（月）から 2022 年 4 月 12 日（火）午後 1 時まで

(2) 質問に対する回答

2022 年 4 月 15 日（金）午後 1 時から明石市ホームページにおいて公表します。

5 現地確認について（現地確認は必須ではありません）

(1) 現地確認申込受付期間：2022 年 4 月 4 日（月）から 2022 年 4 月 6 日（水）午後 5 時まで

現場確認を希望する者は、上記期間内に FAX（078-918-5196）により施設整備・人材育成室へ現場確認希望書（指定様式）を提出してください。ただし、参加要件を満たさないことが明白である場合は、現場確認できないこととします。

- (2) 場所：明石市魚住町長坂寺 1 2 5 0 明石市立明石商業高等学校敷地内 建設予定地
- (3) 現地確認日時：2 0 2 2 年 4 月 7 日（木）午前 1 0 時から（2 時間以内）
- (4) 教室及び学校長が禁じる場所へは立ち入りを認めません。
- (5) 現地確認当日は、明石市立明石商業高等学校事務局職員が立ち会います。現地確認希望書提出者は、当日の現地確認開始時間までに、明石市立明石商業高等学校事務室（本校舎正面玄関すぐ）へお越しください。
- (6) 現地確認の際、すべての職員への質問等は禁じます。質問等がある場合は、質問書を提出してください。
- (7) 授業妨害となる行為は一切認めません。また、そのような行為があった場合は、現場確認は即中止とします。

6 プロポーザル方式参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 公募型プロポーザル方式参加申請書（1 部／様式 4）
 - イ 参考見積書（1 部原本、5 部コピー／様式 5）
 - ウ 参考工事費内訳書（表紙）（6 部／様式 6）
 - エ 参考工事費内訳書（本体）（6 部／任意様式）
 - オ 企画提案書（6 部／「企画提案書作成要領」参照）
 - カ 公共性（施策反映）評価提出書（6 部／「公共性（施策反映）評価について」参照）
 - キ 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）
 - ※ 発行日が公告日以降の日付の原本に限る。
 - ※ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの（猶予期限を過ぎているもの）を除く。
 - ・個人の場合・・・その 3 の 2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
 - ・法人の場合・・・その 3 の 3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
 - ※ 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その 1（直近 2 年分）を提出すること。
- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。
 - ア 使用する封筒は宛名シール（様式 3）を貼り付けた角 2 封筒等の A 4 サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り 1 つの封筒に提出書類を入れてください。
 - イ 2 0 2 2 年 4 月 1 5 日（金）午後 1 時に、明石市ホームページに要求水準書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。
 - ウ 提出期限は、2 0 2 2 年 5 月 6 日（金）午後 5 時（必着）です。
 - 〒6 7 3－8 6 8 6 兵庫県明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号
 - 明石市福祉局施設整備・人材育成室 公募型プロポーザル方式担当者 宛
 - エ 郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式参加確認書（様式 2）に貼付し、FAX（0 7 8－9 1 8－5 1 9 6）により福祉局施設整備・人材育成室へ送信してください。

7 プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

- (1) 日時 2 0 2 2 年 5 月 1 2 日（木） ※時間は参加申請書等の受付終了後に連絡します。
- (2) 場所 明石市役所議会棟 2 階 第 3 委員会室

8 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当するときは免除等を行う場合がある。

9 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください（税抜きで記載）。

契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

10 支払条件

前金払 有（各会計年度における出来高予定額の40%以内）

中間前払 有（各会計年度における出来高予定額の20%以内）

部分払（令和4年度：有 3回以内、令和5年度：有 2回以内）

残額竣工払

11 契約の締結について

(1) 事業予定者

明石市立明石商業高等学校福祉科棟建設工事事業予定者選定要領の選定委員会において選定された事業予定者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うことになります。

その後、見積書及び工事費内訳書等を提出していただきます。

(2) 見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

(3) 暴力団排除に関する誓約書の提出

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、事業予定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(4) 議会の議決と本契約の締結

本案件の契約については議会の議決を要するため、事業予定者決定後に随意契約の相手方として仮契約を締結し、議会の議決を経た後、速やかに本契約を締結します。

(5) その他

事業予定者が契約締結までに「2 参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな事業予定者とします。

12 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市設計施工請負契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

13 プロポーザル方式に関する条件

(1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。

- (2) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

14 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式7）を貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅急便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 参考見積金額と参考業務費内訳書の金額が合致しないもの（参考業務費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (11) 公募型プロポーザル方式参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの
- (12) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (13) 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

15 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

16 異議の申し立て

参加申請者は、プロポーザル方式の実施後、この公告文を含む募集要項、要求水準書及び関係法令等のプロポーザル方式の条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできません。

また、郵便事故等により参加申請書等が明石市に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

なお、参加申請に係るすべての費用は参加申請者の負担となり、明石市に請求することはできません。

17 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、事業者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (3) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (4) プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。

- (5) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 現場代理人等に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) 現場代理人等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。